

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 紀平 貴之/同 松下 憲
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年11月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヤマダコーポレーション
証券コード	6392
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（スイス法に基づく有限責任会社（GmbH））
氏名又は名称	Charon Finance GmbH
住所又は本店所在地	スイス連邦、6362 スタンスタッド、アッハーエック 1
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 紀平 貴之 / 同 松下 憲
電話番号	03-6266-8553

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年11月15日
訂正箇所	2024年11月21日付で提出した変更報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、以下のとおり訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.2